

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札に係る情報の公開(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-3

以下のとおり公表します。  
令和2年10月分

独立行政法人日本芸術文化振興会 契約担当役 理事長 河村 潤子  
分任契約担当役 国立能楽堂部長 福原 秀郎  
分任契約担当役 国立文楽劇場部長 中島 敏隆

| 物品役務等の名称及び数量  | 契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                         | 契約を締結した日   | 契約の相手方の商号又は名称及び住所  | 法人番号                        | 一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施) | 予定価格 | 契約金額        | 落札率 | 公益法人の場合 |               |         | 備考 |
|---|--|------------|--|-----------------------------|--------------------------|------|-------------|-----|---------|---------------|---------|----|
|   |  |            |  |                             |                          |      |             |     | 公益法人の区分 | 国認定、都道府県認定の区分 | 応札・応募者数 |    |
| 国立能楽堂公演記録収録及び編集機器の賃貸借(令和3年2月から60ヶ月間搬入、据付、配線、撤去、調整等を含む)    | 独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立能楽堂部長・福原秀郎/東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1 | 令和2年10月9日  | みずほ東芝リース株式会社/東京都港区虎ノ門1-2-6                                 | 4010701026198               | 一般競争                     |      | 22,529,100  |     |         |               |         |    |
| 助成業務システムの更改及び保守運用支援業務等一式                                  | 独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・河村潤子/東京都千代田区隼町4-1           | 令和2年10月19日 | 東京コンピュータサービス株式会社/東京センチュリー株式会社/東京都文京区本郷1-18-6/東京都千代田区神田練堀町3 | 3010001005226/6010401015821 | 一般競争                     |      | 119,314,800 |     |         |               |         |    |
| 令和2年度日本芸術文化振興会所蔵図書資料の遡及入力業務                               | 独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・河村潤子/東京都千代田区隼町4-1           | 令和2年10月19日 | 株式会社図書館流通センター/東京都文京区大塚3-1-1                                | 3010001005556               | 一般競争                     |      | 1,650,000   |     |         |               |         |    |
| 文化デジタルライブラリー舞台芸術教材コンテンツFlashの改修(「能・世阿弥」「狂言・能楽の歴史」「歌舞伎舞踊」) | 独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・河村潤子/東京都千代田区隼町4-1           | 令和2年10月26日 | ヴァイタルサービス株式会社/東京都渋谷区広尾1-9-20 TM広尾ビル4階                      | 4011001048528               | 一般競争                     |      | 1,650,000   |     |         |               |         |    |

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。